

## 令和7年度 京田辺市男女共同参画審議会（第1回）議事録

日 時	令和7年11月27日（木） 午前10時～12時15分
場 所	京田辺市立中央公民館 第1研修室
出 席 者	【委員】岡田会長、浅山委員、上島委員、河村委員、五月女委員、沼井委員、畠山委員、林委員、三宅委員 【京田辺市】向井市民部長、藤井市民部副部長、舛田市民部人権啓発推進課長、堀女性交流支援ルーム所長、人権啓発推進課係長福山、人権啓発推進課谷元、株式会社名豊（大川氏）
議事次第	(1)令和6年度男女共同参画年次報告について (2)市民意識調査・事業所調査の結果報告(概要版) (3)第3次京田辺市男女共同参画計画改訂の骨子案について (4)その他

### （1）令和6年度男女共同参画年次報告について

＜第1部 男女共同参画推進の取り組み状況について＞

委 員：私は14年前に男性育休をとり、育児の時間を過ごしました。参考資料1にあるように、さまざまな事業がありますが、私も何度か参加いたしました。資料1の19ページの24番「児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進」ではB評価となっており、63番「男性の家庭生活向上講座（カジダン講座）」がA評価と、かなり素晴らしい取組だと思います。特に子どもを対象とした男女共同参画講座については、ぜひとも拡充も含めて推進していただければと思っているのが1点目です。2点目は、5ページ目の男性のための相談では、ポスターやチラシも配架していただいている中で年間数件しか相談がないのは、かなり少ないのではないかと考えています。令和5年に基本方針が閣議決定された成育基本法という法律では、男性の産後鬱や男性に寄り添うピアサポートの推進が記載されています。同志社山手や松井山手にも令和パパが増えており、男性の電話相談に関しては良い取組だと思うものの、令和のパパが電話をするのかと疑問に思います。マーケティング的に言うと、何らかの形で実施内容の変革をされた方が良いのではないかと考えます。一案として、男性の電話相談を単体でするのではなく、例えばはぐはぐルームやカジダン講座と一緒にやる形で、他の事業と一緒に開催するはどうでしょうか。5ページ目の最後に、「男性相談の定着を図っています。」とありますが、見直しをしていくであったり、PRしていくという形に修正していただければありがたいと思います。

事務局：1点目に関して、お褒めいただきありがとうございます。学校で、この制度を活用して、子どもに対する男女共同参画に資する事業として使っていただいておりますので、継続して広めていくように足元を固めていきたいと考えております。2点目の男性相談ですが、京田辺市で設置しているものは女性交流支援ルームというもので、まだ男女共同参画センターまでバージョンアップができていないのが実情です。そのような取り組みも含めてバージョンアップしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

会 長：ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

委 員：アンケート調査の設問の戸籍上の区分について、「男性、女性、その他」という選択肢がありますが、「その他」を選んだ方が女性に入るのか、男性に入るのかと考える人は、一定数おられると思います。性別問題は結構ナイーブな問題ですので、見た人がわかりやすい書き方ができるとよいと思います。相談件数について、京田辺市の平均がでていますが、京都府に相談に行く方もおられます。大事なことは、京田辺市の増減ではなく、悩んでいる方が、きちんと相談できることだと思います。何件という数値がありますが、リピート数は重要だと思います。例えば、10件の人の中には、1回で満足して来なくなる方や、「ここで相談してもどうにもならない」と他に相談する方、再度相談する方がおられると思います。そのようなリピート数はどのようにになっているのかなと思います。私は職場で人権問題を扱っている部署にいますが、最近は、公開講演をしても、なかなか学生は来ません。しかし、どの大学でも教職の勉強会で人権教育は学ばなければいけません。そこと抱き合せたイベントにすると、学生は、ほぼ強制的にいろいろな話を聞くことになると思います。その上で、自分なりに考えることができます。大学生を増やすのであれば、もう少しやり方を見直していただけるとよいと思います。

事務局：女性の相談室の傾向としては、同じ方が何度も相談に来られ、重たいケースが増えています。一度相談に来られた後、何週間か経つと、また悩みを相談に来られるという印象で、今年はそのような方が増えています。相談先に関しては、京田辺市に相談するだけでなく、市外の方ももちろん来られます。住んでいるところから離れているので相談しやすいという場合もあります。南部7市や京阪奈DV連絡会という奈良や大阪を含めた他市で相談ができるような連携があります。時間帯も含め、どのような体制で相談をするのかということの把握、情報共有をして対応しております。

会 長：今の世の中では、ジェンダーは、「男女」という時点で遅れているのではというご指摘もあります。ただ、法律上「男女」になっていますので、実質的には「女性」「男性」という言葉が使われています。そのようなアイデンティティをお持ちの方には参加しやすいと思います。それ以外の方々にとっても、多様な方が相談しやすいよう検討する必要があると思います。ご指摘にもありましたように、特に統計的に見て男性は女性に比べてヘルプを求めることが苦手で、色々なカウンセリングの精神科医でも、女性の方が助けてと声をあげることが多いです。様々な福祉系の事業でも男性の参加率は低い傾向にあります。ご提案のように、いろいろなイベントに紐付けたり、SNSを活用したりできないか、今後、検討が必要だと思います。相談件数というものは大変難しいものであり、1回来られて満足されている方もおられますが、ここではだめだと思う方もいます。リピートすれば良いわけでもなく、相談内容として対応が難しい方もおられます。結局、相談件数という数字しか出せませんが、実態の内容がどうなのかというのにはあります。参考資料に写真が付いており、大変分かりやすいと思います。

委 員：大前提として、とても良い取り組みをされていると思います。ただ、市民から見た時に行政が頑張っていても、結構スルーされる場合が多いと思います。せっかく取り組んでいるのであれば、自分たちも参画してみようというような気運が高まると良いと思います。相談件数に関しては、例えば、合計6件だと、数だけ見ると1桁ではないかと思わ

れ、実際に助けられた方がいるということが分からず無駄だと思われると残念です。もっとうまくPRすることが大切で、事実を広報したらよいと思います。京田辺市からもよくチラシをいただき、職場に置きますが、次のチラシが上に乗って、下のチラシは見られなくなります。今時の学生はホームページ等も見ません。インスタやTik Tok等のSNSのショートムービーで見る時代ですので、SNSの対応も必要かもしれません。そのような対応を市の職員がされると、仕事が回らないと思いますので、インターンをやりたい学生を募集し、男女共同参画に特化した学生チームのようなものを立ち上げると良いかもしれません。Z世代の元気な方にショートムービーを作ってもらっても良いと思います。

会長：素晴らしいアイデアをありがとうございました。過去にも同志社大学の方と一緒にイベントを実施しました。是非他の皆様にも意見を出していただけたらと思います。

委員：学生は、市役所の方と話することも躊躇しがちです。色々なことをやりたいと考えている学生に、「市役所に電話して聞いたらいよ」と勧めても、「電話が怖い」と言って絶対にしません。電話はハードルが高く、LINEは使いますが、電話の着信も基本取らないそうです。そのような方とお付き合いするということを念頭に置かれる必要がありますが、現役の大学生、高校生たちと話をされたら、もっとこうしたら良いとか、得るものが多いと思います。

会長：ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

委員：今後、委員に学生を入れる予定はありますか。今のご意見をお聞きすると、学生からは、より活発なご意見がでるよう感じました。私どもは、学生のご意見を知りませんので、大変良いアイデアだと思います。

会長：公募委員に学生が入っている場合が結構あります。大変建設的なご意見ができるかもしれません。

事務局：この審議会で学生を入れないようにしているわけではありません。公募をしている中に学生がおられれば、参加していただけますので、その中で選考させていただきます。今のところ、学生に特化した審議会委員の枠は設定しておりませんが、ご意見もありましたので、検討させていただきます。

会長：ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

委員：私は京田辺ふれあい夢フェスタをやっております。いかに学生を取り込んでいくかというお話をしたが、子育てのコーナーに、同志社女子大学の学生で子どもの関係のこと正在する方が沢山おられます。教授と親しくさせていただき、メールで「学生に手伝ってもらえないか」という連絡をとり、学生グループに来ていただき活動していただいている。そのようなことがふれあい夢フェスタでできているので、フェスタの中に男性コーナーをつくって、男性相談等もできれば良いと思います。学生がムービーを作ってくれるのであれば、そのムービーを見る部屋を作ったりして、コラボしても良いのではないかと思いました。

会長：ありがとうございました。是非やっていただければと思います。他にご意見等はございませんか。

委員：新型コロナウイルス感染症の影響もあります。仕組みを変えないと難しいと思います。

## <第2部 男女共同参画施策の実施状況について>

委 員：1点目ですが、20ページの31番「推進委員の募集・支援」の備考に、「従来のように事業所を個別訪問する等の対応の仕方では限界がある」とありますが、具体的にどのような限界があるのか教えていただきたいと思います。この数年ずっとC評価ですので、より改善すべき点があるのではないかと想う。例えば、今年度、京田辺市中小企業成長支援事業補助金が、京田辺市小規模事業所の補助でされているそうです。例えば男女共同参画に関するようなアップ施策を、合同施策として実施されています。産業を担当されているところが所管していると思いますが、その連携について、お聞きしたいと思います。また、2点目ですが、22ページの75番「留守家庭児童会の運営」がC評価になっています。単純に、備考のところに書いてある内容が分かりません。一般市民が見られたときに、この備考に書いてある内容が理解できるのか、疑問です。3点目ですが、22ページの73番「幼稚園預かり保育事業」がB評価ですが、三山木幼稚園の備考に関しても、表現が理解できません。4点目ですが、28ページの最後のまとめのところです。各担当課が、しっかりと検討されているということは聞いておりますが、産業担当課や人事部との具体的な連携方法に関してお聞きしたいと思います。最後に5点目ですが、参考資料2の男性育休に関しては、76.5%は凄いことだと思っております。一方で、女性の管理職の登用というところで、昨年、25%という目標を達成しておりますが、今年は令和7年目標25%を割っております。人事部としても、人事計画に関しては計画的に行わないと達成しないと思います。計画的に実施されていると思いますが、達成する計画を立てているのかということが、そもそも疑問です。女性の意見はこれから社会で非常に重要だと考えております。市の施策を作られる管理職に関しても、女性の意見を入れるのは重要だと思います。

事務局：31番のC評価の件ですが、関連する事業等で事業所の代表にお会いする際、推進員の設置についてお願いをしていますが、直接事業所に訪問することは、時間的にも難しいものがあります。代表の方や事業者の方とお会いする機会を最大限利用して、新規の推進委員を設置していただけるようにお願いしているという状況です。推進員の設置は任意にお願いしている部分なので、補助金の条件に、推進員の設置を入れることは難しいと思います。75番の留守家庭児童会の運営については、希望者には全員入会してもらうことを目標としています。定員を超えて、1人ぐらいであれば入れるという対応をされておられるようです。しかし、安全上であったり、物理的なキャパシティの中で受け入れられないお子さんが出てきて、溢れてしましました。目標設定が0ということは、待つ人を0に設定しているということで、37人（※後日修正あり）お待ちいただく方が出られたという見方になります。

会 長：待機児童数も挙がっていますが、どれくらいの期間、待機していたのでしょうか。37人（※後日修正あり）が受け入れられなかつたのですか。

委 員：目標が0人で、実績が37人（※後日修正あり）なので、数字だけみれば達成されています。市民の方が分かる内容として正しいのかどうかをお聞きしたいです。

事務局：数字の見せ方をおっしゃっていただいているかと思います。

会 長：目標が0人で、実績が37人（※後日修正あり）ということは、37人（※後日修正あり）

が待機していたということですね。実績は0になつたら良いということですか。

事務局：0になつたら、良いということです。

会長：30人以上も受け入れられなかつたというのは、どうなのでしょうか。

事務局：おっしゃいていただいているように見せ方を工夫しなければいけません。書類上でこの数字を見たときに、言葉の説明があつた場合と同じような見方をしていただけるのかが疑問だというご意見だと思います。その部分の工夫を検討させていただきます。

委員：担当所属は社会教育課で、教育委員会と密接な課です。私は学校教育の審議員をさせていただいており、三山木のマンモス校の課題がかなり大きいと思いました。これを見ている方は、しっかりと見ていくのでそのような意味合いで書かれたほうが良いと思います。

会長：備考のところで、1,044人の児童を受け入れたが、37人（※後日修正あり）を受け入れることができなかつたということですか。

事務局：1,081人の中の37人（※後日修正あり）が受け入れられなかつたということです。

委員：市はしっかりと取り組みをされているので、それをきちんとPRしないと、伝わらないと思います。

委員：75番の目標値は0人で、上の71番や72番は、目標値が希望者全員の受け入れと記載されています。0人ということは、希望者全員ということですね。同じように記載しておき、37人（※後日修正あり）が入れなかつたときには、「入れなかつた」と書いたほうが分かりやすいと思います。

会長：待機児童0が目標で、実績のところは、「希望者全員を受け入れできなかつた」と表現するのが良いのではないでしょうか。

事務局：表記の仕方を検討いたします。

会長：よろしくお願ひいたします。

事務局：22ページの73番の表記も、内容が理解しにくいというご指摘を受けましたが、それぞれの園に定員があり、他の園では、希望者全員を受け入れたという形になっております。三山木では、「子どもの安全の面でもできなかつた部分がありますので」いう表現になっておりますが、伝わりにくいかもしれません。

委員：現場のお母さんの話を聞きましたが、市がやっていることの説明が足りないので、しっかりやっているのに伝わっていない部分があります。まず、そこから見直すと良いと思います。

事務局：文案が伝わるように、検討させていただきます。

会長：三山木幼稚園だけ、定員を超えたので抽選ということですね。他は入れたということでよろしいですか。

事務局：はい。

会長：それでは、表記の検討をよろしくお願ひいたします。

事務局：4点目の内部の連携に関しては、市の職員向けの研修も実施しております。この審議会を開催させていただく前に、市の現場担当の作業部会と、管理職がメインになっている推進会議というものを開催しております。その中で、それぞれの所管の部門の事業について、男女共同参画の視点で取り組んでくださいとお願ひしております。また、取り組んでいる内容に対してご意見があればお聞かせくださいとお願ひし、計画上の齟齬があれば修正する

という話をしており、浸透を図っております。

事務局：参考資料2に対してご質問をいただいたことに関してご回答いたします。特定事業主行動計画ということで、市の計画の進捗状況を挙げています。この部分については、まず、女性活躍推進法ができた時点から、市役所でも女性の職員に活躍していただこうということで、令和3年から5年計画、丁度今年度までの計画を策定しております。令和7年度までの5年間の数値目標としては25%を掲げ、それを目指して管理職を登用していこうと進めております。実際、令和7年度は、確かに2人減少しています。相対総数としては変わっていませんが、介護等の家庭の事情や体調崩されたという理由等で、役職定年前に辞められて、補充が難しいという状況です。そのような中で、今回、このような結果が出たということです。令和8年度から新しい計画を策定ということで、今年度、策定に取りかかっていますので、職員課とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

委員：女性活躍の中で、男性も介護離職は多いのですが、目標を達成するということの背景として、実際に介護があっても、しっかりと支援できる体制を市が整えることが大切だと思います。管理職になりたくない女性が山ほどいる中で、誰でもなりたいと思えるような体制を計画的に整え、アプローチしないといけないと思います。管理職は、市の決定事項を決めていただかなければならぬと認識しておりますので、しっかりと背景をとらえて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。補助金に関して、提案させていただいたのは、推進員の条件を入れるか入れないかで補助金を出すか出さないかということではなく、小規模補助金であれば、補助率2分の1を3分の2に引き上げるとか、補助金を出すけれども、男女共同参画を推し進めるという企業に関しては、積極的に市としても協力していくという姿勢を見せるということを指しています。これはビジネスですので、有効な税金の使い方だと思います。そのような使い方に関しても、所管課としっかりと連携していただきたいと思います。

委員：参考資料で、数字が独り歩きしていると感じます。例えば、参考資料2の1「女性管理職の登用」では、現在、25名の管理職とありますが、例えば京田辺市の女性職員が28名しかおられなかった場合と、200名おられた場合では、扱いが全く違うと思います。女性職員の何割の方が管理職に就いておられるのかということが大事だと思います。更に言うなら、23歳の方が管理職になることはありませんので、20歳代の方が何名、30歳代の方が何名で、そのうち何割の方が女性の管理職に登用されているのかということが分からないといけないと思います。同じように、2「男性職員の家庭への関わりの推進」についても、令和5年は50%、令和6年は76.5%となり、たいてい数字は上がるはずですが、急に30%となると、この資料は何だということになると思います。これも、市役所の中で制度対象者が減ってこのような数字になっているのかもしれません。利用したい方がきちんと利用できているということが大切ですし、仕事の都合等でどうしても無理だということがないようにしていく必要があるというメッセージもあった方が良いと思います。

ます。ベンチマークに関しては、19ページの16番の実績は97.9の後に、「%」という単位が抜けているので、見直していただければと思います。32番のセミナーの効果度の目標が50%とありますが、かなり低いと感じます。その下の実践セミナーは70%ということで、数値に関して今、議論することではないことは分かっていますが、今後指標を考えるときにはもう少し工夫が必要だと思います。参加者への効果や満足に関する記載がいくつかありますが、満足度は、アンケート調査結果から5段階の4や5が○ということだと思いますが、効果に関してはよく分かりません。「効果があった」ということは主観ですので、客観評価もきちんと入れていただけると良いと思います。主観だけだと、この数字の信憑性自体が疑われてしまうと思います。もしかしたら、回数というような直接評価できる指標に変えたほうがイメージしやすいのかもしれません。

会長：ありがとうございました。効果度はどちらに入っていましたか。

委員：「効果度」は、例えば32番、33番、38番、50番です。51番になると「満足度」になっています。

事務局：ご意見はごもっともだと思います。客観性のある評価で、どこまで達成できているかを数字で示すことは、なかなか困難ですので、今の段階ではこのような表記をしていますが、良い評価方法がないか検討させていただきます。

委員：71番、72番では、目標と実績が、全員受け入れたということで、評価がBとなっていますが、Aではないですか。目標の設定とその評価の出し方を併せて再考して頂きたいです。

委員：関連して申し上げますと、69番の待機児童も0名でしたので、確かにBなのでしょうが完全達成なので、今のご指摘と同じように、本当はAだと思います。

委員：評価基準が影響して、Bが達成で、Aはノーマルな評価基準になっています。書き方の問題だと思いますが、AならAを付けても完全達成だというように、備考にBではなくAを付けた理由をつけた方が理解していただけると思います。

事務局：ご意見をいただいた見せ方についても、検討をさせていただきます。

会長：ありがとうございます。指標の効果度については、効果の有無は非常に難しいことなのであまり使いません。

事務局：現時点では、変えることはなかなか難しいのですが、ご指摘通り、Aをつけて備考の中で読んでいただいた市民の方等がご理解いただけるような文章で対応できるか、検討いたします。中間見直しを実施する中では、骨組みに入っていく部分になりますので、なかなか難しいと思います。現在、第3次計画になっていますので、第4次計画のときには大きく見直しをするという形にもなりますので、そのときに、ご指摘の見方についても、厳密にルール化して統一化ができると思います。

会長：まとめの中で、「次の計画に反映させる」という文言を一言入れても良いと思います。

事務局：先ほど、効果度、満足度についてのご意見がありましたが、以前の計画の中では、確かに実施回数というものを目標にしておりました。ただ、実施回数という形になると、本当に

自己満足になってしまいます。やはり、ご参加いただいた方がどれだけ事業に対して満足していただけたか、また効果としては、それを自分で収めるのではなく、他の人にも広げていくことができたかということを、おそらく主観的にはなると思いますが、アンケート調査でお聞きし、それを目標にするという視点で、目標の設定をさせていただきました。今回、ご意見もいただきましたので、あくまでも今回は改訂版という形ですので、計画の目標というものは大きく見直しすることはできませんが、皆さんでご議論いただき、どのような目標がふさわしいのか考えていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

委 員：府や県、市町村を見ても、評価指標については非常に苦労されています。必ず文句を言う人は、事務局が点数を上げやすいような指標ばかりだという議論をします。ただ、確かに一理あるご意見ですので、もう少しあかりやすく、備考欄で説明していただくと、納得していただけると思います。また、効果というものは、セミナーを受けたその日にあるものもありますが、1年後に効果が出るものもあると思います。満足も同じです。大したことはなかったと思っても、3ヶ月後に何かのイベントがあったときに、あの時のセミナーがとても良かったと実感できるかもしれません。数字が低くても後で伸びるかもしれないといったことも、議論の際に考慮すると良いと思います。

会 長：ありがとうございました。変更できるところと出来ないところがありますが、変更できるところは変更していかなければならぬと思います。今後の計画に生かしていく方向で進めていけると良いと思います。それ以外のご意見については、事務局と私で修正をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

## （2）市民意識調査・事業所調査の結果報告（概要版）

委 員：これは概要版ですが、よくまとめられているという第一印象です。ただ、概要版だけ見た方は、クロス集計等は出来ていないのではないかと感じると思いますので、報告書に誘導できる仕組みがあるとよいと思います。表紙等に、詳しい内容は報告書に載っているということを記すとより良いと思いました。内容に関しては、大変分かりました。

委 員：表紙に市民意識調査の調査対象が、男女各1,500人となっていますが、計3,000人と明記すると良いと思います。4番の回収状況のところで、「有効回答数728人が24.3%である」とあり、「1,500の24.3%が728人なのかと早合点してしまうので、3,000人という合計人数を挙げておいたほうが良いと思います。

### (3) 第3次京田辺市男女共同参画計画改訂の骨子案について

委 員：3点、申し上げます。1点目ですが骨子案の右側の「めざすべき社会」で、「男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会」とありますが、いわゆる女性支援新法に関する施策を追加するに当たって、困難な女性を支援するという観点とゴールに乖離があるように思います。めざすべき社会として、これを否定するわけではありませんが、ギャップが生じるのではないかということです。そこに関しても、めざす社会というものも変えたほうが良いと思います。また、女性のための相談に関する会議ですが、概要版の7ページの一番下段に、配偶者等の暴力行為に関して記載があります。男性から女性への暴力は、15.4%とかなり高い値ですが、逆に、女性から男性は3.1%で低い値です。ただ、低ければよいというものではなく、この数値を0にすることが重要だと思います。女性のための相談に関する会議の専門研修とありますが、「性別に関わらず」という修正ができるのでしょうか。2点目ですが、子どもの意見聴取は、京田辺市こども計画でも努力義務という形で、計画策定されていると思います。今回の改定にあたり、子どもの意見聴取は該当する話ですし、関係部署から人権啓発推進課、市民部にも説明があったと思います。子ども計画と男女計画の改定の子ども意見と施策の整合性が保たれているのかをお聞きしたいと思います。改訂して、子ども意見の聴取を反映していないという話にならないように、整合性を保っていただきたいと思います。3点目ですが、LGBTQや新田辺の複合施設を新しく建てるということについて、この骨子の中のどこに該当するのか、教えていただきたいと思います。

事務局：女性のための相談に関する会議の取り組みの目的としては、女性相談に携わる職員のスキルアップを図ることです。京都府が開催する会議に参加して、私達の相談技術を高めていくことを目的として、ここに挙げております。

会 長：「女性のための」という文言は不要ですか。

事務局：女性の相談ネットワーク会議というような名称が多いのですが、もう少し分かりやすい名称を考えます。

委 員：「男性の暴力に関して」とありますが、男性、女性は関係なく、暴力があれば民事刑事の話になりますので、そこにに関してしっかりと支援施策として取り組んでいただきたいと思います。男性、女性に関わらず、どのように取り組んでいくのかを示す必要はあると思いますので、改訂する時に表現方法をご検討ください。

会 長：「女性のための相談」ではなく、「相談支援に関する対応」としても良いと思います。「相談」だけではなく、「支援」も加えると良いと思います。

事務局：DVの関係の研修はあります。女性交流支援ルームが女性相談をしておりますが、それ以外の部署が関わるようなところもあります。そのようなところとの情報共有は、これまでも配偶者間暴力の会議等でされています。そのようなことも踏まえて進めていけると良いと思います。

委 員：「女性のための」という表現を削除し、「相談・支援に関する」とすると良いと思います。

委 員：ここに関しては、ジェンダー関連の用語は使いませんか。

会 長：ジェンダーに関わらない、親子間、友人間の暴力もあります。

委 員：「女性のための相談」の配偶者暴力防止基本計画では、男性から女性、女性から男性の暴

力が想定されているはずです。「女性のための」という表現は、支援される方の対象の会議というのは理解できますが、基本計画は、そもそも男性、女性を問わない話ですので、新しく追加するのであれば誤解が生じないようにする必要があります。今後、内容の詳細を詰めていくということですので、しっかりと骨子のところで議論する必要があると思います。

事務局：名称は検討させていただき、法的な内容に即したような表現に改めたいと思います。

会長：よろしくお願ひいたします。2点目についても、女性新法に関わることですか。

委員：めざす社会というものは、女性が活力ある推進をしていくことが持続可能な社会です。この新法は、困っている方が0になるように行政として支援していくことだと思います。ゴールを達成して本当に活力が推進されるのか、ミスマッチしていないかと疑問に思います。

事務局：ご指摘の内容は重々分かります。ご意見のように、0に引き上げてから政策につなぐということで、0までが1本で、0からが1本で、それらはつながっているという考え方を計画の中で落とし込んでいます。

委員：分かりました。

会長：基本目標4の、「安全、安心で健やかな暮らし」に近づいている人もいれば、中ぐらいに近づいている人もいますし、全く近づいておらず、人権侵害レベルの人もいます。そのような人も合わせた上でということで、ギャップを感じます。

委員：私たちが想像できないような困難を抱えている方が、女性活躍計画を見たときに攻撃的に映るのではないかとも思います。

委員：議論があった、基本目標4（2）の新しく作られた部分で、②関係機関等との連携とありますが、他のところも連携されていると思いますので、わざわざ章立てして、連携を挙げなくても良いと思います。具体的な内容で、こども家庭センターにきた相談や重層的支援が挙がっていますが、これは①のところにありますので、わざわざ並べて記載する必要はないと思います。例えば、①のところは、「居場所の提供」と「相談の充実」を1と2に分けるというような工夫があつてもよいと思います。

事務局：困難な女性の支援新法の関係ですが、まず何に困っておられるのかということで、家庭に困っておられるのか、住むところに困っておられるのか、色々な場合があると思います。現在、女性交流支援ルームでは、様々な相談関係において、相談窓口となっている担当課との連携をしておりますし、充実も図っていますが、住まいという部分については、市営住宅や建設部関係との連携が全く図られておりません。DV法の関係で、市営住宅の方の申し込みは、法制度上は施策としてあるのですが、例えば、民間住宅の部分も幅広く連携が必要だという点がありますので、今回、あえて記載しております。

委員：そのような背景があるのであれば結構です。

会長：新たに必ずやらなければいけないことを、外に見せるために必要だということですね。

事務局：先ほどのご質問に対する返答の続きです。子どもの意見の聴取に関しては、例えば、先ほどの学生の話のように、子どもに来てもらって意見を聞くという形の意見聴取はしておりませんが、学校と連携して、小中学校で先生が子どもと接していく中で、意見として聞いたこと、感じたことから、どのような共同参画に資したテーマがよいのかを選んでいただ

き、こちらと調整した上で、講師を派遣するという事業を展開しております。その中でファイードバックもあり、学校の教育の中の男女共同参画は、私どもの事業を使っただけの取り組みではありませんので、子どもの反応、意見が反映された中で、次の学校教育に織り交ぜていただけています。

委 員：前回のアンケート調査でも同じような回答をいただき、それは理解していますが、今回は計画を改定するので、新しい外部環境としての基本計画があります。整合性を十分に担保して、整理しておく必要があるということです。せっかく計画をだすのであれば、しっかりと落とし込まれているということを、政策の中に入れていく必要があります。整合性がとれているのであれば、その内容を施策に落とし込むということで、次回の審議会でお示しいただきたいと思います。

事務局：補足にはなりますが、所管はこども未来部になります。そちらで男女共同参画の視点での子どもの施策を立てていただいている。既に実施しているものや、バージョンアップや手直ししたりするもの、改めて加えるものがあれば、現在担当課に照会かけておりで、照会の結果、織り交ぜて挙がってきて汲み取れているという認識です。

委 員：分かりました。

事務局：ご質問の複合型公共施設については、現在、計画策定中ということですが、整備がなされたら、基本目標3の青字のところ、市民が集まって余暇を楽しんでいただく、また、その市民交流のきっかけになるということで、「住民センターの利用促進」に追加になると考えております。

会 長：ご意見出していただいた点について、事務局と私の方でもう1回検討して、ということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

委 員：問題なし。

#### (4) その他

意見なし

(以上)